

令和8年第2回鮫川村議会定例会会議録目次

第 1 号 （6月10日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議事日程の報告	3
諸般の報告	3
村長挨拶	3
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
一般質問	6
緑 川 茂 君	6
北 條 利 雄 君	11
窪 木 浩 一 君	22
青 戸 義 之 君	33
本 郷 弘 義 君	35
報告第1号～報告第2号の上程、説明、質疑	39
承認第2号の上程、説明、質疑、採決	39
議案第38号～議案第39号の上程、説明	40
議案第40号～議案第44号の上程、説明	42
議員派遣の件	46
散会の宣告	47

第 2 号 （6月12日）

議事日程	4 9
本日の会議に付した事件	4 9
出席議員	5 0
欠席議員	5 1
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 1
職務のため出席した者の職氏名	5 1
開議の宣告	5 2
議事日程の報告	5 2
諸般の報告	5 2
議案第 3 8 号～議案第 3 9 号の質疑、討論、採決	5 2
議案第 4 0 号～議案第 4 4 号の質疑、討論、採決	5 3
請願第 2 号の審査結果の報告、質疑、討論、採決	5 4
議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について	5 6
日程の追加	5 6
発議第 4 号の上程、採決	5 7
同意第 2 号～同意第 9 号の上程、説明、採決	5 7
同意第 1 0 号の上程、説明、採決	6 0
閉会の宣告	6 1
署名議員	6 3

第 2 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

令和 8 年第 2 回鯨川村議会定例会

議 事 日 程（第 1 号）

令和 8 年 6 月 1 0 日（水曜日）午前 1 0 時開会

- 日程第 1 村長挨拶
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書について
報告内容の説明・質疑
- 日程第 6 報告第 2 号 白河地方土地開発公社の経営状況について
報告内容の説明・質疑
- 日程第 7 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
(鯨川村税条例の一部を改正する条例)
提案理由の説明・質疑・採決
- 日程第 8 議案第 3 8 号 鯨川村行政手続条例の一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第 9 議案第 3 9 号 鯨川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第 1 0 議案第 4 0 号 令和 8 年度鯨川村一般会計補正予算（第 1 号）
提案理由の説明
- 日程第 1 1 議案第 4 1 号 令和 8 年度鯨川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算
(第 1 号)
提案理由の説明
- 日程第 1 2 議案第 4 2 号 令和 8 年度鯨川村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
提案理由の説明
- 日程第 1 3 議案第 4 3 号 令和 8 年度鯨川村簡易水道事業会計補正予算(第 1 号)
提案理由の説明

日程第 1 4 議案第 4 4 号 令和 8 年度鮫川村集落排水事業会計補正予算(第 1 号)

提案理由の説明

日程第 1 5 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9 名）

1 番	窪 木 浩 一 君	2 番	本 郷 弘 義 君
3 番	青 戸 義 之 君	5 番	森 田 重 男 君
6 番	森 隆 之 君	7 番	遠 藤 貴 人 君
8 番	北 條 利 雄 君	9 番	緑 川 茂 君
1 0 番	前 田 武 久 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	宗 田 雅 之 君	副 村 長	板 垣 良 夫 君
教 育 長	藤 田 充 君	総務課長	矢 吹 かおり 君
住 民 福 祉 課 長	鈴 木 庄 悟 君	産 業 振 興 課 長	我 妻 正 紀 君
地 域 整 備 課 長	鈴 木 隆 寛 君	教 育 次 長	舟 木 正 博 君

職務のため出席した者の職氏名

議 事 務 局 会 長	古 舘 甚 子	書 記	緑 川 正 和
-------------	---------	-----	---------

◎開会の宣告

○議長（前田武久君） ただいまの出席議員は9人です。定足数に達していますので、ただいまから令和8年第2回鮫川村議会定例会を開会します。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（前田武久君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（前田武久君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎諸般の報告

○議長（前田武久君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、古舘甚子君。

○議会事務局長（古舘甚子） 諸般の報告をいたします。

本議会に村長及び教育委員会教育長に出席を求めました。

5月19日、白河地方広域市町村圏整備組合第2回臨時会が開催され、組合議会議員の議長、副議長より議会結果の報告がありましたので、その写しを配付しました。

次に、代表監査委員より例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しを配付しております。

受理しました請願・陳情は、配付してあります請願・陳情等文書表のとおりであります。

出張関係であります。お手元に配付しました報告書に概要を記載してありますので、これをもって報告といたします。

また、村長より行政報告書が提出されましたので、その写しを配付しました。

以上であります。

○議長（前田武久君） これで諸般の報告は終わります。

◎村長挨拶

○議長（前田武久君） 日程第1、村長から挨拶の申出がありましたので、これを許します。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 皆様、おはようございます。

本日、令和8年第2回鮫川村議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多忙の中、全員のご参集を賜り、誠にありがとうございます。

また、日頃から村政の進展に多大なるご協力を得ておりますことに、心から厚く御礼を申し上げます。

新緑の季節から、周囲の山々も深い緑へと移り変わり、爽やかな初夏を迎えております。

村内におきましても、多くの農家の方々が田植や春の植付け作業を無事に終わられ、一息つかれている頃と存じます。これまでの皆様のご苦勞に敬意を表しますとともに、今後の豊かな実りを心より願うものであります。

一方で、これからの時期は、本格的な梅雨前線の活発化や台風の接近による集中豪雨への警戒が必要な季節となります。近年、全国各地で激甚化する自然災害が多発しており、本村においても、いつ、どこで災害が起きてもおかしくないという強い危機感を持って、防災・減災対策に万全を期してまいります。議員各位並びに村民の皆様におかれましても、ハザードマップの確認や備えの強化など、なお一層の防災意識の共有をお願い申し上げます。

昨今の国際情勢や円安の影響による原油、物価の高騰は、村民の皆様の生活や地域経済、さらには公共工事の資材価格にも大きな影響を及ぼしています。

村といたしましては、国や県の動向を注視しつつ、必要な経済対策や住民生活の支援を迅速に講じ、安心・安全な暮らしを守ることを最優先に村政運営を進めてまいります。

義務教育学校建設に関しましても、財政状況を鑑み、多くの皆様のご意見を伺いながら、子供たちにとって何が一番大事なのか、子供目線に寄り添った学校づくりを一日でも早く進めてまいりますので、さらなるお力添えをお願いいたします。

さて、今定例会に提案申し上げます議案は、令和8年度鮫川村一般会計補正予算案をはじめ、条例の一部改正など、いずれも村政を推進する上で重要な案件でございます。後ほど副村長より詳細をご説明申し上げますので、慎重なるご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、議員各位のご健勝とご活躍を祈念申し上げ、開会に当たっての挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（前田武久君） 以上で村長の挨拶は終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（前田武久君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、鮫川村議会会議規則第120条の規定によって、

6番 森 隆之君 及び

7番 遠 藤 貴人君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（前田武久君） 日程第3、会期の決定の件についてを議題といたします。

会期につきましては、過日、本定例会の招集に当たり、議会運営委員会が開かれております。その結果について、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、森隆之君。

〔6番 森 隆之君 登壇〕

○6番（森 隆之君） 去る5月29日午後1時30分より議会運営委員会を開催し、令和8年第2回鮫川村議会定例会の運営について協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。

本定例会に提出されます案件は、報告2件、承認1件、提出議案7件、計10件でございます。このほか、請願1件を受け付けましたが、請願のありました地方財政の充実・強化を求める意見書の提出については、所管の総務文教常任委員会に付託いたします。

次に、一般質問でございますが、5名8件の通告がございました。いずれも通告どおり質問を許可するべきものと認めました。

会期につきましては、本日から12日までの3日間とし、日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりでございます。

この会期、日程等にご賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げまして、報告といたします。

○議長（前田武久君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から12日までの3日間と決定いたしました。

◎一般質問

○議長（前田武久君） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

◇ 緑 川 茂 君

○議長（前田武久君） 9番、緑川茂君。

〔9番 緑川 茂君 登壇〕

○9番（緑川 茂君） おはようございます。9番、緑川でございます。

今回の6月定例会におきまして、通告どおり2件の質問をさせていただきます。

最初の質問は、農地の地域計画策定について伺いをいたします。

村の基幹産業である農業は、農業従事者の高齢化と後継者としての担い手不足が年々深刻さを増しております。この担い手不足によって、将来、耕作放棄地が拡大し、有害鳥獣による被害影響や自然豊かな本村の魅力である景観維持の観点からも、長期的な対策が必要であります。

こういったことから、現在、村では人・農地プランから変わった地域計画策定が進められておりますが、その進捗状況と、進めていく上でどのようなことが課題としてあるのか、伺いをいたします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 9番、緑川茂議員の農地の地域計画策定についてのご質問に対し、お答えいたします。

国では、令和5年4月に農業経営基盤強化促進法を改正し、人・農地プランから法定化された地域計画に移行となりました。地域計画は、およそ10年を見据えて、誰が、どの農地を、どのように活用するかを具体的に地図に落とし込み、農業の持続的な発展を目指すことと

しております。

村では、令和7年3月に地域計画を策定し、公表を行ったところであります。また、地域計画は毎年見直しを行うことになっているため、令和8年3月に計画の更新を行ったところであります。

地域計画では、村内を9つの区域に分け、地域農業の現状及び課題を整理し、将来の在り方と集約化の目標を掲げております。

地域計画を進めるための課題としましては、やはり担い手の確保であると考えます。新規就農者の確保と農業後継者の育成、そして就農者が地域に定着し、持続的に営農できる環境を整えることが重要であると考えます。そのために、農業技術の習得、農地の確保、安定した収入確保、そして地域コミュニティに溶け込めるまでの多角的な支援が必要と考えられます。このため、国や県、農業委員会やＪＡと連携しながら支援してまいります。

引き続き、長期的な視点に立ち、地域計画に基づく取組を着実に推進してまいります。

以上、9番、緑川茂議員のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 9番、緑川君。

○9番（緑川 茂君） 分かりました。

この地域計画なんですが、10年後の地域農業の在り方といいますか、耕作放棄地をいかにしてなくしながら継続して耕作、農地を守っていくということでございますけれども、やはり今、答弁にありましたように、一番の問題は後継者、担い手不足ということでございました。

そういったことから、村では担い手支援事業、こういう担い手支援対策として、令和6年度から鮫川村未来へつなぐ多様な農業担い手応援事業という制度を設けました。新たな農業担い手に対する支援、あるいは農業担い手への機械や設備等の経費の一部を支援するというようなことなど、4つの支援事業の制度を設けたわけですが、6年度と7年度の2年間で、この支援事業を活用した実績はどうだったのかお伺いをいたします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） 担当課長にご説明させます。

○議長（前田武久君） 産業振興課長。

○産業振興課長（我妻正紀君） 産業振興課長です。

4点の補助事業のうち、実際、活用のあった事業というのが農業担い手機械等導入支援事業、機械の整備、それと新たな農業担い手応援事業ということで、この2つの事業が該当に

なっております。新たな担い手応援事業というのは、新規就農者に対して年間60万円の支援ということで、こちらは6年、7年で、1人です。機械の導入について、令和6年では7件、令和7年で、すみません、正確な数字は把握していなかったんですけども、同じく、一応予算上は5件取ってはありますけれども、それ以上の応募があったというところです。

以上です。

○議長（前田武久君） 9番、緑川君。

○9番（緑川 茂君） 2年間の事業としては、結構、利用された方が多く、これを制定したという効果が表れているのかなというふうに思います。

この担い手対策なんですけど、農地が集約されている地域では、担い手が確保されるというような傾向にあるわけですけども、中山間地にある本村の農地は、平たん部と比較しまして、どうしてもやっぱり耕作条件不良箇所が多いということもありまして、貸したいと思っても借手がなかなかいないというような現実があるかと思います。そして、担い手として認定農業者になることによって、低金利でのこういう融資面や様々な助成金ですか、今の村の制度でも、機械や設備の一部を助成するというようなことも、条件としては認定農業者ということになっているかと思います。

そうすることで、認定農業者についてはいろんな支援制度、これを受けられるわけですけども、一方で認定農業者になるためには、農業経営に関しての計画書作成など、いろいろ面倒と言ったら語弊がありますがけれども、容易でないというようなことで、あえて認定農業者にならないという担い手もあります。

今後なんですけど、こういった担い手確保のためには、こういう担い手が継続してやっていけるような支援策ですか、こういうことも考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長。

○村長（宗田雅之君） 確かに、農業だけでやってきた方、やっぱり事務的な計画策定だとか、本当に難しいところがあると思いますので、これも行政のほうで、お互い認定申込者と相談しながら進めていければいいかなと思っております。そのようにしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（前田武久君） 9番、緑川君。

○9番（緑川 茂君） 分かりました。

ぜひ、そういう、やはりいかに担い手、これを確保するかというのが地域計画を定める上で非常に重要なことであると思いますので、そういう支援制度ですか、ぜひ考えていただきたいというふうに思います。

地域計画ですけれども、後継者問題などいろんな課題があって難しいわけですが、何とか担い手を確保して、将来にわたって農地が守り続けられればいいというふうに思っているところでございます。

そして、また今後の目標地図の推移にも注目してまいりたいというふうに思っております。

以上で、この質問は終わります。

次に、不法投棄防止対策についてお伺いをいたします。

県では、6月と10月を不法投棄防止強調月間と定めております。

不法投棄は、自然豊かな村の景観を損ねるのはもちろん、環境汚染につながる悪質な犯罪行為であります。以前からしますと、不法投棄に対する意識が高まってきたのか、少なくなってきたようにも思われるわけですが、時々、道路脇の空き地や退避場にごみが捨ててあったり、林道などの人目につきにくいところに家電や廃タイヤなどの廃棄物が見受けられます。

村では、定期的にパトロールを行って、これらの回収をしておりますが、年間の回収処理状況及び不法投棄防止への取組についてお伺いをいたします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 9番、緑川茂議員の2つ目、不法投棄防止対策についてのご質問にお答えいたします。

不法投棄防止対策につきましては、平成15年に納税組長会議において、不法投棄をしない、させない、廃棄物を持ち込ませないを掲げた不法投棄防止宣言が決議され、村議会において同様の議決をいただいております。以来、20年以上にわたり、村民の協力の下、秋季、春季の清掃や道路、河川のクリーンアップ作戦をはじめ、不法投棄監視員や各種ボランティアと協力しながら、自然豊かな景観の保全と環境美化に努めてまいりました。

昨年度の廃棄物回収処理状況につきましては、職員による定期的なパトロールや住民の皆様からの通報により、廃タイヤ94本、テレビ10台、冷蔵庫3台、洗濯機3台、ワープロ1台の不法投棄物を回収しております。

さらに、シルバー人材センターによる回収処理状況では、可燃物345キログラム、不燃物335キログラムを東白クリーンセンターへ搬入処理しております。

このように、不法投棄物の回収や監視活動を継続しておりますが、一部では心ない人たちによるポイ捨てなどにより、依然として不法投棄はなくなる状況であります。

村といたしましては、広報紙や各種啓発活動を通じて、不法投棄防止に係る意識の啓発を図るとともに、毎月第1日曜日を環境美化の日と定め、村民総ぐるみで環境美化に取り組んでまいります。

今後関係機関や地域の皆様と連携しながら、不法投棄の未然防止と早期発見に努め、自然豊かな美しい村づくりを進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上、9番、緑川茂議員の2つ目の質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 9番、緑川君。

○9番（緑川 茂君） 分かりました。

今、不法投棄の回収の量、これを聞いている限り、かなりの回収量があるんだなというふうに感じました。結局、毎年回収している中でこういう量があるということは、非常に捨てる人、そういう人がまだまだ多いんだないうことを感じます。

昔は、本当に恐らく廃棄物処理法ですか、こういった法律ができる前かと思いますけれども、本当にかなりの量、人目に、道路に堂々と捨ててあったり、そういう廃棄物の量が非常に多かったなというような過去の印象もあるわけなんです、それからだんだんと今、村長からの答弁の中にもありましたように、村でそういういろいろなことを設定して取り組んでいるというようなこと、そういう中でも不法投棄監視員、あるいはシルバー人材センターへの委託による回収処理を実施しているということで、かなりの、本来ならばもっと多いところが未然防止に図られているのかなというふうにも思います。

また、道路でありますから、村外からの心ない人、こういった人が捨てていくというようなものも、かなりあるのかなというふうなことも思っております。

そして、村内各所に不法投棄防止を図るための看板ですか、それが設置されているわけなんです、その看板の文字が薄くなっているのが多く見受けられます。あるいは、また不法投棄防止を図るのぼり旗というんですか、あれは桃太郎旗というんですか、その旗も風などでちぎれてしまっているというふうなものもあります。そういう看板は、注意喚起や注意を促すということで重要なものであるわけなんです、これらについての対処といいますか、点検とか、取替えをする目安というものの、こういったものはどのようにしているんでしょう

か。

○議長（前田武久君） 村長。

○村長（宗田雅之君） まず、ごみの不法投棄、これはやっぱり自然景観を、本当に景観をよくすることによって、やっぱりきれいなところに人は物を投げるといのは相当抵抗感があると思いますので、できるだけでなく、本気になって村の景観をよくするということを、まず第一に考えていきたいと思います。

そして、今あった旗、看板、これもシルバー、村、月に何回か巡回しておりますので、情報を得たらば、早速、それは対処して当たり前のことだと思いますので、そのような方法を取っていききたいと思っております。

○議長（前田武久君） 9 番、緑川君。

○9 番（緑川 茂君） 分かりました。

やはり、看板なども何が書いてあるんだか分からないというような看板と、もうはっきりとした看板、これによってやっぱり捨てる人の心理状況といいますか、きちんとなっている看板のところにはやっぱり捨てづらいというようなものがあるものだなというふうに思っているものですから、これはぜひ、ずっと点検をして対処していただきたいなというふうに思います。

先ほど申し上げましたように、今月 6 月は不法投棄防止強調月間となっていることから、少しでも不法投棄に対する村民の意識高揚が図られればいいなというようなことで、この質問をさせていただいた次第であります。

みんなでルールを守って、村内から不法投棄によるごみがなくなり、きれいな自然環境が保たれていくことを願って、私の一般質問を終わります。

◇ 北 條 利 雄 君

○議長（前田武久君） 8 番、北條利雄君。

〔8 番 北條利雄君 登壇〕

○8 番（北條利雄君） 8 番、北條でございます。

今般の定例議会に、通告どおり 2 点の一般質問を行います。

まず、1 点目です。未利用公共施設の利活用についてでございます。

現在、未利用となっている公共施設は、その存在が村の魅力を損なわせたり、財政的負担を増やしたりすることのないよう、利活用方法を検討していくことが当然求められておりま

す。施設の老朽化による更新費用の増加や人口減少による税収の減少などから、全ての公共施設を適正に維持していくための財源を確保することが困難になると予測もされます。

これらに対処するため、村では公共施設管理計画、かなり分厚いですが67ページに及ぶものがありまして、最近では令和4年3月に改定されております。それから、個別施設計画ということで、今年3月に54ページにわたりまして、基本方針が作成されております。

しかし、これらに基づく公共施設廃止後の施設利活用の考え方が、何となく不安定にあるのではないかと、私は感じております。

3月議会での村有財産のほっとはうすですか、無償貸与議案の上程と撤回の混乱をはじめ、公共施設の有償、無償の在り方、施設解体、売却なども含めて、未利用施設の利活用に係る基本方針とか、未利用施設の利活用に係る基本的な流れを基に、廃止後の公共施設利活用の検討を行うべきだと考えています。

1つは、当然、村の公共施設でございますので、村の事業等に利活用できるのか。それから2つ目は、公共施設がある地域団体等による公共目的での利活用。3つ目は、民間事業者などによる営利目的での利活用。4つ目に、施設の利活用が見込めない場合に分けて検討する際の留意点を付して考え方を策定すべきであると思いますが、これら公共施設の活用を進める上で、もう少し前向きにそのことを進めるべきではないかと思います。何か後手に回っているような、私、気がしますので、これらについて村長からお答えをいただきたいと思います。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 8番、北條利雄議員の1つ目のご質問、未利用公共施設の利活用についてお答えいたします。

村では、公共施設等総合管理計画等に基づき、公共施設の適正管理や統廃合等を進めておりますが、用途廃止後の具体的な利活用の進め方については、議員ご指摘のとおり、なお整理すべき部分があるものと認識しております。

未利用公共施設につきましては、施設の設置目的や立地条件、地域の実情などを踏まえ、公共性の高い活用を優先しながら、地域団体による活用や民間活力の導入についても検討していく必要があると考えております。その上で、継続的な利活用を見込めない場合には、売却や解体等を含め、施設ごとに適切な方向性を判断してまいります。

また、その検討に当たっては、施設の老朽度、改修費用、維持管理費、地域への影響、公益性、公平性、財産価値などを踏まえ、透明性と一貫性のある判断が必要であると考えております。

村といたしましては、今後、未利用公共施設の利活用に関する基本方針や検討手順について、庁内で整理を進め、必要に応じて地域住民の皆様や議会の皆様のご意見を伺いながら、適切に対応してまいります。

以上で、北條利雄議員の1つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 8番、北條君。

○8番（北條利雄君） 公共施設、村も議員の皆さんも知っているとおり、各地区に多くの未利用の公共施設が存在している。場合によっては、民間の住宅も廃屋で、何とかしなければいけないという心配があるんだけど、公共施設のほうが目立っているように私、感じているんです。

未利用の公共施設ですが、現在もほとんど利用されていないものばかりであります。西野小学校のこどもセンターは当然、あと二十六、七年耐用年数あるとか、西山小学校はみやぎ会が運営するグループホーム、これらを除き、本当に未利用状態であります。

村で、先ほどお話しされたとおり、公共施設等管理計画とか個別施設計画の基本方針は策定されているんですが、施設を利用しないことを決定した場合に、迅速に利活用方法を検討すべきだと思うんです。何か、今まで公共施設を利用しなくなってもそのままにしておくので、何かずっと詰まっちゃっている、多くなっちゃっているような感じがします。これから進めようとしている義務教育学校後にも、鯨小、鯨中、校舎、体育館がございしますが、これらの利活用も同様に、後で考えればいいだけの話じゃなくて、やはり同時並行的に、次の利活用をきちんと整理すべきではないかなと私は思うのです。

これらについても村長からお話をいただきたいと思うんですが、未利用施設というのは、当然、保有するだけで維持管理コストがかかります。村の財政負担をできるだけ抑えるということも必要ですし、本当に効果的、効率的な利活用が必要でございます。将来、必要となる維持管理コストを、できる限り村民に見える化、公表して、民間や庁内の利用ニーズや地域住民の意向などを比較考慮した上で、保有継続、貸付けの融資を無償、売却の判断をすべきです。これらの考えを伺いたいと思います。

富田小学校の講堂も、やっとなと解体の設計ができたようですが、あれですら、まだ解体されていない。さらに、ひどいのは母子健康センターがあるんですね。これなんかも手つかずで

すよね、何をやっているのかなと思うくらい。ああいう小規模の公共施設さえも前に進んでいない。これ、本当に残念で、もう利活用しないものを早く解体したらいいんじゃないか。そういうことをどんどん進めていっていただかないと、公共施設の、例えば今度の義務教育学校を造って子供たちのために何とかしたいというのは、当然分かりますけれども、今、使っている公共施設をどうするのかというのを考えていないような気がするので、きちんと。だから、この辺をきちんと、本当に使わないなら解体するのが一番だと思うんです。

例えば、今、修明高校の鮫川校もそうですけれども、県でも解体していますけれども、幾らですか、解体費用も3億円とかと言っていましたけれども、そのくらいかかって大変な、解体するのにもお金は財政的に負担は当然あるのですが、やはりこの計画に基づき30年の計画をつくってあるのですが、やはり一つも私は整理されていないんじゃないかなと今も思っています。

この整理をしないで、そのまま新しいものを造っていくということ自体が、それでいいのか。後の代に残すだけの話じゃないか。文化的に価値のあるものなら私はいいと思います。じゃないと思いますよね。やはり、これは個人の住宅同じで、廃屋とするならば、やっぱり解体すべきであります。そういうことも含めて、もうちょっと前向きに利活用の方法を進めるべきだと思います。

村長、もう一度ご答弁をお願いします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） お答えさせていただきます。

まずは今、北條議員のおっしゃった小学校、中学校、義務教育学校を建てる場合の後はどうするんだという処理、これは国の補助を受ける場合に、どうしてもこれは解体することです。そして、小学校は、あそこは特別災害指定区域です。再使用はできないということです。それと、中学校は築56年、これも間もなく危険校舎になります。そういうところは再利用、もちろん解体しなきゃならない、そういう予算は今度の義務教育学校計画の中には立ててあります。

また、母子センター、これは村の資材関係、かなり入っています。これも、今、利用しています。

今度、私は去年かな、指示したのは、渡瀬のお寺さんの脇にある村の小学校跡地で造った、あれを今年度にやってくださいというお話をしたところ、あそこはアスベストが入っているか分からない。そういうところで、今、検査して、来年度には解体していきたいと思います。

徐々に、必要でないものは村として解体していきますので、ただ予算が重なるものですか、そこらを含めて、景観を損ねる建物は解体して処理していきたいと思います。

以上です。

○議長（前田武久君） 8番、北條君。

○8番（北條利雄君） 今回の義務教育学校建設の中では、鯨小、鯨中については、解体する方向で計画されているというお話いただきました。その跡地については、また別の考え方をするのだと思いますけれども、そういう部分で、未使用になるということの方針、この学校が要らない、校舎、体育館が要らないといったときには、やはりそういう速やかに方針を決定していくことが必要なんだろうと思います。

何か、その前の公共施設というのは、そういうことを考えないで、廃止すればいい、やめればいいだけの話で、そのまま残っていったわけですよね。それがずっと、今になっても廃屋と、人間で言うんなら、がんになったやつをそのまま残しているような話で、ちょっとそれを処理するのに大変な苦勞する。当然、財政的なこともあると思うんですが、やはりそういう今回の判断は、今、村長答弁したとおり、義務教育学校の建設と同時に、それらの解体も進めるということは、ものすごくいい話だと思います。これは、公共施設の利活用とか、もうそういう方針を決めてやるんだという方針というのを、私は当然、賛成したいと思います。

これらも含めて、今まで蓄積された未利用の公共施設、お金もかかるんですが、段階的に、30年間に幾つあそこを利活用できるのかなとちょっと疑問に思うくらいあるんですが、それも含めて、これからこのせっかくの計画、個別施設計画までつくったのでありますから、これらも含めてやはりこれからきちんと整理していく。大きな学校関係なんかは、民間にしてもなかなか利活用って、全国どこでも頭痛いことにはなっているのでありますけれども、やはり使わないなら、もう解体だと思うんです。

この前の議会で、議員視察した川内村の義務教育学校も、よくよく考えたら、あの残されている小・中学校は、鯨小、鯨中なんかより、はるかにすばらしい建物だったですよね。村長も、教育長も行って分かったとおり。あれ、どうするのかなと思うんですよ。あそこは当然、東電の災害復旧補助事業があるから使ったんだと思うんですが、それにしても、やはりあのような学校、本当に造ったばかりのやつを、また壊すみたいな話なんでちょっと残念なんです、そういう無駄なことをやっていいのかと、逆に思うくらいなんです。

鯨川は、義務教育学校建設をする上では、そういう残る建物、校舎、体育館も処理する計

画だということですので、それはぜひきちんと進めていただきたいと思います。

そのほかについても計画的に、ぜひ必要ないものはもう解体して、きれいに環境をよくするということをお願いしたいと思います。

村長、もう一度ご答弁をお願いします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） 使えるものは使うと。本当にもったいないし、今、建物、農業技術センターの脇の水防倉庫、これを解体するので700万と設計含めて言われたんですよ。じゃ、これ700万って私はどこから話が出てくるんだか、一般的な感覚では想定できない金額なんですけれども。では、もったいないということで悩んだわけで、それで議員の皆様も恐らく見ていると思いますけれども、今、改修しました。改修費用もそんなにかからないです、二、三百万です。

そういう中で、今現在、もし時間があれば見ていただければ、すばらしい倉庫になっています。これは、利用の仕方によっては、本当に利用できますので、ぜひともそういうのを含めて利用できるやつは利用する。もったいないですからね。解体しなきゃならないのは解体するという、そういう感覚で議員さんとの相談の中で進めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（前田武久君） 8番、北條君。

○8番（北條利雄君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の質問に移りたいと思ひます。

2点目、義務教育学校建設経費と建設時期への対応についてであります。

義務教育学校を設置して、小中9年間を通じた一体的な教育環境を青少年広場に整備することになります。

一方で、中東情勢の影響で世界的な原材料価格の高騰により、多くの建築資材で値上がりが続いております。建設資材の高騰や労務費の上昇により、建設コストが上昇し、学校施設整備に必要な建設費の確保が困難となっております。事業の円滑な実施に支障を来す状況がございます。

本村の義務教育学校建設には32億円の建設費用が予定されておりますが、施設のコンパクト化などを図ったとしても、経費の上昇や増大は避けられないと考えております。義務教育学校を新築する場合、国庫補助は原則2分の1となりますが、村の予測では55%の補助率で、大体17億6,000万ぐらいですか、それから地方債とか一般財源などを組み合わせての事業と

なるわけですが、義務教育学校に対する国の補助制度は意外と低いんですね、私もびっくりしたんですけども。

1つは、なぜ補助金の算定方法の見直しとか、それから小学校の面積がこれだ、中学校の面積がこうだと保有面積の見直しとか、補助単価の引上げ、これらの見直しも、補助単価は若干上がったみたいですが、これらの拡充をさらに要望すべきだと思うんです。これ、全国的な、鯉川だけの話ではないのでありますけれども。

やはり、こういう国が小中一貫教育なり義務教育学校を推進しているのでありますから、補助制度の見直しを、これを対応できるようなものにすべきなんだと思うんですが、それを進めないで、何か義務教育学校を進めろ、小中学校一貫教育を勧めろという話になっているような気がしてなりません。

そういうことで、ぜひこれからは、行政だけでなく議会側もそうですが、やはりそういう国が進めようとしていることも含めて、補助制度の見直しについては、やはりもう少し市町村の負担を軽減できるようなことを要望すべきであると私は考えております。

さらに、建設資材不足は、使用資材全体で、国交省の調査で需給均衡とされる一方で、中東情勢などの影響で、塗料、断熱材などの一部、ナフサ系資材の供給不安と価格高止まりが続いている状況でございます。ナフタってよく聞く話ですが、ご存じのとおり原油を精製する過程で得られるガソリンに似た透明な液体でございます。プラスチックとか合成繊維、多くの化学製品の原料となる石油製品でございます。日本は、このナフサ、大きく輸入に依存しております。特に、価格変動が、ものづくり全体のコストに影響もしております。個人住宅の建設も、資材不足により計画変更を余儀なくされております。

本村の義務教育学校も11年開校、建設の時期を予定しているんですが、これも遅延することが想定されます。これらに対応をどう考えて、現在の情勢の中で、村でどういうふうに対応を考えているのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（前田武久君） 教育長に答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 藤田 充君 登壇〕

○教育長（藤田 充君） 8番、北條利雄議員の2つ目、義務教育学校建設経費と建設時期への対応についてのご質問にお答えいたします。

まず、財源確保と国・県への要望についてであります。義務教育学校の整備に要する総額32億円の財源は、過疎債、国庫負担金、各種補助金及び村の自主財源を計画的に充当して

まいります。このうち、過疎債につきましては、将来にわたる村の財政健全化を維持するため、必要最小限の17億円に抑制する方針でございます。

主要な財源となる国庫補助金、公立学校施設整備費負担金等、これは国が定める建築単価に延べ面積を乗じた額の55%、これが補助される仕組みとなっております。この建築単価は、毎年十数%ずつ引き上げられてはいるものの、地方の実勢価格との乖離を埋めるため、さらなる拡充を国へ強く要望してまいります。あわせて、県の補助金につきましても、鮫川校の跡地利用や木質化に関する既存メニューを最大限に活用しつつ、一貫校の整備に適した新たな支援制度の構築を働きかけてまいります。

次に、資源不足への対応と令和9年度着工への見通しにつきましては、緊迫する中東情勢の長期化に伴い、石油由来の原材料高騰や、それに伴う工事遅延への懸念があることは事実であります。工事遅延のリスクを最小限に抑えるため、高い施工管理能力と確実な資材調整力を有する事業者と業務締結を行います。また、資材の費用動向を早期に把握し、現場の進捗状況を厳密に見極めながら、急ピッチで工事を進めてまいります。

義務教育学校の設置は、本村の定住促進や子育て支援の根幹をなす最重要施策であり、いかに困難な状況にあっても、決して立ち止まることは許されません。財政の健全性をしっかりと堅持しつつ、国・県への要望活動と現場での柔軟な工夫を徹底し、早期かつ確実な学校整備に向けて全力を尽くしてまいります。

以上、北條利雄議員のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 8番、北條君。

○8番（北條利雄君） 国に要望していくと、それが実現するかどうかは分かりませんが、そういう努力というのは当然やるべきだと思いますし、やっていただきたいなと思います。

ただ、原材料価格の高騰で、本村が試算している、現在今まで私たちも報告いただいておりますけれども32億の建設費用、これで本当に済むのかなという、私も不安あります。

例えば増額した場合、どのくらいまで許容範囲としていくのか、さらには全額を許容範囲として建設進めるのかということが全ていいのかということも、ちょっと頭をよぎるわけですよね。その辺は、これからきちんとした積算をしていくと思いますけれども、それがどのくらいになるかなというの、予想は、現段階でつきかねますよね。

これらについては、あれですか、いつ頃まで、大体設計段階というか、私たちに報告できるのか分かりますか。

○議長（前田武久君） 教育長、藤田君。

○教育長（藤田 充君） 現在、議会においてお認めいただいた実施設計に入らせていただいております。

さらには、今、様々な機関や村民の方々にご意見を聞いて、内部の調整等も行っているところですが、実施設計が完成すれば、おおむねの予算は算定できるというふうに考えておりますが、私どもが設計に伝えていることは、予算はこれだけですと言ってはいるんです。ただ、これは本当に一番不安なところですけども、入札が不調に終わったというような情報も多く入っておりますので、しっかりと設計のほうと綿密な連携を取りながら、そして適切な入札行為ができるように努めてまいりたいと思います。

時期的には、令和8年度中に実施設計が終了ですから、3月にはご報告できるかなというふうに考えております。

○議長（前田武久君） 8番、北條君。

○8番（北條利雄君） 義務教育学校にかかわらず、全国の状況を見ても、大型建設事業、これはほとんど見直ししていますよね。ましてや、自治体が計画していた公共施設なんかは、もう一回白紙にしてやらない、それから時期をずらさなきゃ、とても財政的に負担が大変だという話が出ているわけですよね。

鮫川も32億で、これから正確な金額が出されてくるんですが、最低でも二、三割は、もう当然増えるのは何か見えているような気がするんですね。これらも含めて、それでも実施する、場合によっては倍になっても実施するのかと、どこまで村としては認めて義務教育学校を建設していくのかなと果てしなく感じるのも、ちょっと不安があります。

さらに、そういう建設が始まったとしても、11年度開校を目指すまでに工期延長も、何か資材がなければ引渡しができないということが、当然、どこでも何でもそうですが、ありますけれども、やはり工期なんかもずれるんじゃないかと私は思っているんですね。それらの対応も、やはりきちんと村では建設費と工期、これらを頭に入れて、やはり対応すべきだと思いますけれども、教育長が言ったとおり、できるだけ定住促進等を、子供たちのために当然、義務教育学校は必要だから、できるだけ予定どおり造っていきたいということがあるんですが、それ以上に世の中の情勢が変化しております。これらを無理やり遂行しても何か失敗しそうな気がするので、やはりきちんとした費用、それからきちんとした工期、こういうことも踏まえて、丁寧に対応していただきたいなと思います。

子供たちに聞くと、私たち新しい学校で一生懸命勉強できるんだという声も聞こえますし、

中にはこの前、ちょっと西野区で懇談したときの話の中では、実際、鮫川から出ていくから別に構わないよという保護者がいました。残念であります。もうすぐ私たちは鮫川出ていくので、義務教育学校関係ありませんという保護者がいるんです。そういう現実がありますので、ちょっとこの鮫川で義務教育学校を進めようとしている中で、そういう話を聞くというのは、実際、ご本人様から聞くのはちょっと残念でありますけれども、やはりそういう保護者がおりますので、それぞれそれを強制的にどうのこうのということはできませんけれども、やはり覚悟を決めている保護者もいるということで、もう少し、今さらここまで来て、慎重になれば、やめろという話はなかなかできないところありますけれども。

こういう世の中の中東情勢も踏まえて大変な時期でありますけれども、取りあえず現段階では高騰もある、建設事業費の増額もあるということなのですが、積算が進むまで、少しどのくらい増えるのか減るのかは、減るということはないと思いますけれども、増えるということもちょっと考えていますので、こちらも含めて村の財政状況も含めて、将来にわたる地方債、こういう村、足りない部分は基金も取り崩しながら活用していくんだらうと思いますけれども、やはり負担は大きいんだと思いますね。

ちょうど時期が悪いよね、こういう中東情勢なんて起こされて。ちょうど大きくて、いい義務教育学校を造ろうとしている中でちょっと残念でありますけれども。でも、ただそれでも村としてはきちんと子供たちのために造っていきたいということなので、それはそれとして今、進めている状況。ただ、状況というか、建設資材とか、時期を誤らないようにして、きちんとした義務教育学校を建設していただければなと私は逆に思います。

そういうことで、それと先ほど途中で述べましたけれども、実際に現在、子供が学校に通っている保護者の話として、私、声を聞きましたので、教育長にも村長にも、これらの声がありますよということをお伝えしておきます。

そういうことで、今いる人数が、そのまま維持されて義務教育学校に子供たちが入学して学ぶという話はないんだよということです。それに、プラスアルファで外から来る子供たちの話が聞こえてきません。そういうことも含めて、さらに、教育する子供たちの人数が減ることが、何か目に見えているような気がします。そういうことも含めて、もう少し慎重になりながらも、そういうことの話も含めて進めていっていただきたいなと思います。

村長、何か話があれば。

○議長（前田武久君） 村長。

○村長（宗田雅之君） 学校を建てる、これお金も、これももちろん個人の方が家を建てる

のも同じ、公共施設ももちろん同じです。予算を考えないで進める人は、行政はいないと思います。また、今なぜ学校が必要なのかということですよね。その根本は、今、小学校、中学校生、百何十人います。そして今、小学校、さっきも言ったように特別災害指定区域、それから中学校は五十何年。今、災害が激甚化している中で、一日も早く安全・安心なところに子供らをそういう施設で勉強させたい。そういう思いで、予算も確かにこれは大変です。そういう中で、行政は住民の安全・安心、子供たちの安全・安心、これを最優先して進めるのは行政だと思っております。

また、今、お伺いしました鮫川から出ていく、そういう言葉も、これは私は分かりませんが、義務教育学校建てるから出ていくんだが、前からいろいろなご事情で出ていくんだか、それは分かりません。また、鮫川に、議員さんのほうには聞こえていないんだか私は分かりませんが、有機農業をやる村の取組がとにかくいいですよと、だから鮫川に通わせたいという方もおります。また、今度、最近ですけれども、鮫川に来て畜産をやりたいという若い子が、また声聞こえてきました。

やっぱり、行政区で、町の行政では駄目なんですよね。やっぱり積極的に、前へ前へ進める。これが、やっぱり地方自治体の方向性だと私は思っていますので、どんどん前に、農業を含めて、農業でもうかる農業、オーガニックビレッジ宣言など、全国的に発信したところでもありますので、学校を含め教育を含め、一生懸命前に進めてまいりますので、議員の皆様にはぜひともご支援、ご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（前田武久君） 8番、北條君。

○8番（北條利雄君） ありがとうございます。

義務教育学校、いろんな問題とか課題もありながらも、苦労しながら事務局が進めているんだと思いますけれども、やはりでもそれに加えて、この中東情勢というのはいろんな面で私たちの生活も含めて影響が出ています。当然、個人的にも影響があるものもありますけれども、やはりそれに対応したものをしっかりと見極めながら、大変でしょうけれども対応していただきたいと思います。

教育長も新しくなりましたので……教育長ではなくて教育課長ですか、事務のほうのトップも新しくなりましたので、大変な時期でありますけれども、担当する職員も含めて、もう少し緊張をもう一回、一回りしていただいて、楽しく義務教育学校の建設に、教育長の方針も含めて進めていただければと思います。

今回、私の一般質問をこの２点で終わりたいと思います。ありがとうございました。

◇ 窪 木 浩 一 君

○議長（前田武久君） １番、窪木浩一君。

〔１番 窪木浩一君 登壇〕

○１番（窪木浩一君） １番、窪木でございます。

義務教育学校について、今回も質問させていただきたいと思います。

村が進める義務教育学校建設事業は、村の未来を担う子供たちの教育環境を大きく左右する極めて重要な事業であります。ですが、これまでの経過を見ますと、当初予定されていた修明高校鮫川校跡地での建設断念、その後の青少年広場への建設地の変更等、計画内容がたびたび大きく変遷してきた経過があります。さらに、これまで義務教育学校、体育館、こどもセンターを一体的に整備する方針で説明をされていたにもかかわらず、今になり、こどもセンターについては段階的整備とする方針が示されました。

しかし、保護者や教育現場、役場プロジェクトチームからは、こどもセンターを含めた同時整備を望む声も多くあると認識しております。また、村からの説明では、子供の育ち、生活環境を優先する、現こどもセンターは耐用年数があり引き続き活用可能である、西野地区のにぎわい減少につながるなどの地域の声がある。また、財政負担の集中回避や、将来世代への負担軽減につながるなどの説明が示されておりますが、これまでの説明と整合性に欠けるように感じました。

そこで、以下の点について伺いたいと思います。

まず１点目、こどもセンターの段階整備への方針変更は、いつ、どのような会議、協議を経て、誰の判断によって決定されたのかを伺いたいと思います。

２点目、村は段階整備について、将来世代への負担軽減につながると説明がありましたが、その具体的根拠について伺いたいと思います。また、同時整備した場合、段階整備した場合、それぞれの総事業費や財政シミュレーション比較は行っているのかを、併せて伺いたいと思います。

３点目、保護者、教育現場、役場プロジェクトチームなどからは、こどもセンターを含めた同時整備を望む声が多くあると認識しております。村として、これらの意見をどのように受け止め、現在の段階整備という方針へ反映したのかを伺いたいと思います。

４点目、現在、実施設計の段階に入っていると思いますが、こどもセンター関連の設計費

用はどのような扱いになるのかを伺いたいと思います。また、将来的に別途建設する場合、改めて設計費用等が必要となる可能性はあるのか、併せて伺いたいと思います。

最後になります。5点目です。村は、子供にとって何が望ましいのかという視点を重視しているとのことですが、その一方で、村民に対する丁寧な説明責任も極めて重要であると考えます。これまでの計画変更の経緯や財政面を含め、村民へどのように説明し、理解を得ていく考えなのかを伺いたいと思います。

ちょっと長くなりましたが、よろしくお願いします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 1番、窪木浩一議員の義務教育学校についてのご質問につきまして、1点目のこどもセンター整備方針の決定経過、2点目のこどもセンター整備時期の違いによる財政負担について、3点目の同時整備を望む意見への受け止め及び5点目の村民への説明については私から答弁し、その後、4点目のこどもセンター関係の設計費用等について教育長から答弁させます。

まず、1点目のこどもセンターの段階整備への方針変更が、いつ、どのような会議、協議を経て、誰の判断により決定されたのかについてであります。

義務教育学校の整備地として、青少年広場を選定する段階におきましては、こどもセンターについても同一敷地内で整備する可能性を含めて検討してまいりました。その後、青少年広場を前提とし、義務教育学校の配置や整備内容について具体的な検討を進める中で、こどもセンターを同時に整備する場合には、未就学児の生活環境への影響、敷地利用の在り方、送迎動線、地域のにぎわいなど、整理すべき課題が明らかになってまいりました。

こうした状況を踏まえ、本年3月から4月にかけて、幼保小中教育連携協議会の委員の皆様、こどもセンターの保護者、こどもセンター職員、庁内関係者、地域の皆様などから、それぞれの立場でご意見を伺い、同時整備を望むご意見、現施設を活用しながら段階的に整備すべきとのご意見など、様々なご意見をいただいたところであります。

村といたしましては、これらのご意見やご要望を踏まえ、子供にとって望ましい保育施設の確保、保育環境の確保、義務教育学校整備の確実な推進、敷地条件などを総合的に検討いたしました。その上で、5月に最終的には私自身が総合的に判断し、現時点においては義務教育学校の整備を優先し、こどもセンターについては同時整備ではなく、一定期間を経て整

備する段階整備とする方針を決定したものであります。

次に、2点目の将来世代への負担軽減の具体的な根拠、また同時整備と段階整備の総事業費や財政シミュレーション比較についてお答えいたします。

こどもセンターの整備方針につきましては、さきに議会全員協議会において説明したとおり、子供にとって何が望ましいのかという視点から判断したものであります。具体的には、子供の育ちや生活環境を最優先に考え、現こどもセンターには施設面の課題はあるものの、広い園庭環境など未就学児が伸び伸びと活動できる環境があることを踏まえ、村としてはまず義務教育学校の整備を優先し、こどもセンターについては現施設の課題を改善しながら、一定期間活用する段階整備とすることといたしました。

このように、子供の生活環境を重視し、整理した結果として、財政面においても義務教育学校とこどもセンターの整備費が同時期に集中することを避けることができ、財政負担の平準化、ひいては将来世代への過度な負担を抑えることにもつながるものと考えております。そのため、同時整備と段階整備、それぞれについて詳細な設計内容に基づく総事業費や長期的な財政シミュレーションの比較は行っておりません。

こどもセンターにつきましては、現在、こどもセンターにおいて現施設の改修内容などを調査、検討しているところであり、現段階で精緻な事業費を積み上げ、単純に比較することは難しい状況にあります。

まずは、現在進めている義務教育学校整備に係る事業費の精査を進めるとともに、現こどもセンターの安全対策や必要な改修内容、将来的な整備の方向性についても検討し、議会をはじめ村民の皆様に分かりやすく説明してまいります。

次に、3点目の保護者、教育現場、役場プロジェクトなどから、こどもセンターを含む同時整備を望む声が多くあることについて、村としてどのように受け止め、現在の段階整備という方針へ反映したのかについてお答えいたします。

村といたしましても、同時整備を望むご意見につきましては、幼保小中連携や異年齢交流の推進、送迎負担の軽減、施設管理の効率化など、今後の子育て環境や教育環境よりよくしたいという思いに基づく重要なご意見であると受け止めております。

一方で、同時整備については、未就学児と小・中学生との生活リズムや体格差、安全面など、慎重に整理すべき課題もあるものと認識しております。このため、村では、同時整備、段階整備とのいずれか一方の意見だけを採用するということではなく、いただいたご意見を踏まえながら、最終的には子供にとって何が望ましいのかという視点を最も重視して検討を

行い、段階整備とする方針を決定したものであります。また、同時整備を望むご意見の中で上げられた現こどもセンターの安全性につきましては、安全点検や必要な改修を確実に行うことにより対応してまいります。

また、幼保小中連携につきましては、交流活動や接続カリキュラムなどソフト面の取組により、充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、5点目の村民への説明についてお答えいたします。

本事業は、村の将来を担う子供たちの教育環境に関わる重要な事業であり、村民皆様への丁寧な説明が重要であると考えております。これまでも、議会全員協議会や各種会議等を通じて説明を行ってまいりましたが、今後につきましても、整備方針に至った経過等について住民説明会やホームページ等を活用しながら、分かりやすい情報提供に努めてまいります。

以上、1番、窪木浩一議員のご質問の1点から3点目及び5点目に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 教育長、藤田充君に答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 藤田 充君 登壇〕

○教育長（藤田 充君） 次に、こどもセンター関係の設計費用につきましては、段階整備となったこどもセンターは、いまだ実施設計作業に入っていないため、変更契約により削減いたします。

したがって、実施設計費用には含まれません。また、将来的に別途設計する際には、改めて費用を確保することになります。

以上、窪木浩一議員のご質問の4点目に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 1番、窪木君。

○1番（窪木浩一君） ありがとうございます。

これまで、村は同時整備で進めてきましたが、今回、こどもセンターを段階整備とする方針決定を先日の全員協議会で知らされまして、こちらのこどもセンター整備方針についてという資料を頂きまして、その中には主な理由としまして、子供の育ち、生活環境、そして現こどもセンターの活用、幼保小中連携の推進、地域財政への配慮の4点が方針決定の主な理由として示されておりましたが、これ裏を返せば、これまでの同時整備計画では、これらの点に対して配慮が十分でなかったということになります。なぜ今のタイミングまで、それが問題にならなかったのでしょうか。お答えいただければありがたいです。

○議長（前田武久君） 村長。

○村長（宗田雅之君） お答えさせていただきます。

これは、やっぱり整備の段階でもろもろ、これ事業っていろいろな、不手際ではないんですけれども疑問は出てくると思います。

そういう中で、やっぱり何度も申しますけれども、子供目線、子供にとって何が一番大事なのかという思いで、あれだけ広い園庭、そして今、保育園入学などもやっております。他町から来たご父兄の方、お父さん、お母さん、そして子供たち、最後は本当にこんな広い園庭、幼稚園はないんだと。いや、本当に感動しましたと帰っていくのがほとんどですよ。だから、せっかくの幼稚園、そしてまた西野区歴代行政区長様からも要望がありました。地域から学校がなくなる、これは本当に地域をさびらせる、地域が本当に廃れちゃう、そういう思いで要望書を私のところへよこされました。私も、これ村から学校は要らないなんて言う方も、本当に横暴なお話をする方もおりますけれども、やっぱり地域のにぎわい、村のにぎわい、そういうときに考えたときに、やっぱり学校というのは本当に重要な施設なんですよ。

そういう中で私も判断致しましたし、また今の青少年広場、私ももろもろこれも考えました。同時進行、あとは後からという方も、大体半々くらい私はいたと思っております。せっかく、もしこどもセンターを造ってやるならば、父兄の皆様にも子供のためにとってもよりよい施設をつくってやりたい、そういう思いでございました。

ただ、あそこを同時建設すると、場所的に今の幼稚園に比べると本当に狭い施設になるのかなと、そういう思いもあります。子供が伸び伸びと自由闊達に動ける、やっぱり当然、そういうのが私は子供にとって一番重要であって、自然に触れる、土に触れる、環境に触れる、そういう子供づくりというのは、これからの学校づくりにとっては本当に重要な環境だと私は思っておりますので、それらを含めて変更ということにさせていただきました。

○議長（前田武久君） 1 番、窪木君。

○1 番（窪木浩一君） ありがとうございます。

このこどもセンター整備方針についてという資料を読みますと、言い方を変えますと、こどもセンター整備方針の中の青少年広場で同時建設をするという従来の案では、方針決定理由の主な4点が満たせないからという判断という印象を今、受けましたが、そうであるならば、従来の同時整備案はそれらの問題を抱えたままこれまで進行してしまい、青少年広場はそもそもこどもセンターを含めた建設地としての条件を満たしていなかったと自ら認めてい

るように思えますが、いかがでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） そういう話ではなくて、事業を進める上で、何が一番大事なのかと、重要なのかと、そういう観点に立って変更させていただきました。それをもって、最初からこれを決めたんだから、これで何でもかんで進めなきゃならない。不手際も何もあっても、これで進めなきゃならない。そういう感覚では、私はいい学校はできないと思っております。

いろいろな問題提起、問題などがあった場合は、そこで、今言った学校検討委員会だとか村プロジェクトチームだとか、もろもろのお話をしながら最高で最大の政策を進めていくのが施設づくりであって、村づくりだと思っておりますので、ご理解のほどをお願いいたします。

○議長（前田武久君） 1 番、窪木君。

○1 番（窪木浩一君） ありがとうございます。

ちょっと失礼な物言いになって大変申し訳ありません。

例えばなんですけれども、こどもセンターの耐用年数も相当程度残されているからという理由などは、同時整備の際にはあまり触れてこなかった感が否めない感じがします。提示された4点の主な理由を見ても、これまでの事業の説明を受けてきた私からすれば、非常に後づけ感を感じました。敷地の広さや地盤の問題でこどもセンターが施設に入らないとか、工事価格や資材の高騰で予定額を超えそうだとかというような理由のほうが、まだ理解ができるのですが、いかがでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） こどもセンターの施設は入りますよ。入らないという話はしていないと思います。入ります。入りますけれども、子供目線で見たときに、どういう動線が一番いいのか、そういう観点の中で検討させていただいたということであります。

ですから、窪木議員も、本当に義務教育学校、今、先ほども北條議員のときにお話ししたとおり、百何十人という小・中の子供がいるということ。その子供らが、安全・安心にどこに確保するんだということなんです。そこらを含めて義務教育学校、そしてこどもセンター、これも子供にとって、小さい子供にとって、先生方は確かにあれだけ園庭広くて追いかけて歩くのは大変だと思います。ただ、以前の先生方は、それをこなしてきているんですよ。

そして、そういう不良の場所とかなんかは、教育委員会にも村にも聞こえてきておりませんでした。今度の義務教育学校をつくるに至って、あそこに行ったらば、そういう話がばん

ばん出てきました。だから、私たちは、何で今までこれだけ不具合があったのに、村に、教育委員会に言ってこないんだと。例えば、水道の高さだとか、園庭が広くて子供らがどこに飛んで歩いているんだか分からないとか、そういう関係だとか、あとは土手だとかなんかの草刈りが大変ですよとか、そんなのは行政に、教育委員会に持ってきていただければ、とっくにそんなにお金かかる問題じゃないんですよ。すぐに解決できますよ。

草刈りなんかは、私は今、検討しているのは、地域整備課の下に何人か置いて、施設周りの環境整備はできると思いますよ。今、シルバーセンターも高齢化になって本当に少なくなって大変な中で、では村のほうで公共施設周りはみんなで何人かで刈りましょと、そういう考えも持っておりますので、環境整備、不具合、これは早急に対応していきますし、園長先生はじめ先生方にも、そういう不具合があるならば、やっぱり子供の命が、これ一番重要なことなんだよね、保護者にとっても行政にとっても。そういうのを今までお話ししないで、こういう建物を造るときに話が出てくるというのは、私はどういうことなのかなと本当に不思議に思いました。

ただ、これ行政も教育委員会も向こうに、幼稚園に聞きに行かなかったという、これも問題はあると思います。今後は両方一緒になって、子供の未来のために、子供の安全・安心のために、村と教育委員会が一体となって、あと保護者も含めてしっかりと対応していきますので、よろしくご理解のほどをお願いします。

○議長（前田武久君） 1 番、窪木君。

○1 番（窪木浩一君） ありがとうございます。

では、2 点目の質問に対してなんですけれども、村は段階整備の理由として、将来世代への負担軽減も上げておりますが、北條議員の話にも少しありましたが、一般的に見れば建築資材の価格の上昇、人件費の上昇、労務者の不足や物価上昇、金利上昇のリスクなどを考慮すると、将来建設するほうが事業費が増加する可能性は圧倒的に高いと予想できます。

また、鮫川の人口推計や年齢構成を考えれば、将来の税收、生産年齢人口の減少、財政規模が現在より厳しくなる可能性もあります。

そうであるならば、将来世代への負担軽減という説明は、単に建設事業を後ろにずらしただけでは成立せず、同時整備の場合、段階整備の場合について、例えば総事業費、起債額、償還額、公債費負担、実質公債費比率、将来負担比率などを比較したより厳密な財政シミュレーションがあって、初めて説明できるものではないでしょうか。よろしかったら聞きたいです。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） 財政シミュレーションは、そんなに遅くならないように提供していきたいと思います。

とにもかくにも、私も何回も言うようなんですけれども、今度の学校づくり、今現在いる子供たち、これ今、全国的に災害が激甚化しているんですよ。ああいうところで特別災害指定区域にある小学校、中学校の耐用年数、これ含めたときに、どこのお父さん、お母さん、じいちゃん、ばあちゃんにとったとして、そんな心配なところに子供を通わせたいという親御さんはいないと思いますよ。

そのために、もろもろの財政負担もありますけれども、それはもちろん財政負担の軽減とか試算とか、これは本当に重要です。財政は重要です。ただ、私は最も重要なのは人の命、将来を担う子供たちの命なんです。それを、一日も早く学校づくりをやって、未来を託す子供たちを元気に育ててやりたいという思いでやっているわけで、今もろもろの外野からの訳の分からない、本当に責任のない言葉が聞こえてきます。本当にそういう方が、そういう話が聞こえたならば、議員さんに一言そういう方にお伝えしていただきたいと思います。

村は、子供たちの命を最優先に掲げて義務教育学校をつくっておりますという、そういう議員さんのお言葉もあれば、村民の皆様もご理解していただけるのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（前田武久君） 1 番、窪木君。

○1 番（窪木浩一君） ありがとうございます。

1 点ちょっと、私も義務教育学校に関してはいいものをつくりたいという気持ちは村長と一緒にあります。その中で、様々な疑問をぶつけることは、今後の建設とか計画進行に対して、非常に有益と思って質問させていただいております。そこをご了承いただければと思います。

3 点目の質問に対して、ちょっと移らせていただきます。

私も、先日頂いた参考資料のアンケート、意見書の内容を熟読させていただきましたが、やるなら同時整備を望む声が多く、段階整備を望む意見は、そもそもこの義務教育学校事業に対する様々な不安などから、慎重な見方の意見としての段階整備を望むといった印象だったんですけれども、興味深いのは、生活環境や安全な動線、園庭や自然環境が方針決定の主な理由の中で、誰よりも安全な環境をと願っているこどもセンターの職員が、同時整備をほとんど望んでいたということです。

これらの現場の声をどう感じますでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） 今の現場の声、さっきもお答えしましたが、正直な話、義務教育学校を造る計画になってから、そして計画をする段階で、そういうお話が聞こえてきました。

村は、私らも年間、少なくとも入学式、卒業式にはお伺いしてます。そういう中でも、私は記憶力がないんだか、それは分かりませんが、一回もそういう話はありませんでした。最近になって、そういうお話が出てきました。そういう中で、では子供らを守っていけない、そういう思いでこれから改修をやっていまいしょうと。また、先生方にも全員協議会の後、幼稚園に行ってお話を先生方とやってきました。もろもろの意見を頂戴いたしました。

今、言った水道の位置とか、園庭が広過ぎて、子供らがどこに行っているか分からないとか、とても回り切れませんとか、あとは遊具がどうか、環境が、草刈が大変だとか、そういう話をもろもろ受けてきました。だから、それに対する対応は、村のほうできちんとやりますと。ただ、先生の中で、私は聞いたのは、別に私らは新しい建物を要望しているわけはありませんと。子供らの安全・安心のために向こうに越していただきたい、そういう思いでありましたので、では、改修を、これだけのすばらしい施設、先々代の村長が一生懸命、職員を使って、北條議員の質問にあったように未使用施設を使ってどうにかうまく使う、そういう使う方法を考えて造った建物でございます。

また、あそこに入っております道路、西山から保育園、そして西野から保育園、あの道路の改修もこどもセンターのために、前々村長のお話を聞いたらばそのために、子供らの保護者のために、そして子供らのために、ああいう道路を造ったんですよというお話を伺いました。そういう思いの募った施設であるということです。

だから、私も本当にこれは子供にとって何が一番大切なのかなと、そういう目線で見たときに、やっぱり先生方の強い要望もありました。ただ、こどもセンターの保護者の方からは、全部が全部じゃないと思います、同時整備というのは。私らは、別にどちらでもいいですと。

ただ、今、危険なところがいっぱいあるから、その改修をどうにかしていただきたいという、そういうご意見もいただきました。だから、そこを含めて検討してまいりますので、ご理解のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（前田武久君） 1 番、窪木君。

○1 番（窪木浩一君） ありがとうございます。よく分かりました。

じゃ、ちょっと別の質問としまして、村はこどもセンターは段階整備とする説明をしております。段階整備という言葉からは、将来的には整備することを前提としているかのような印象を受けますが、一方で明確な整備時期、事業費、財源、基本構想、スケジュールなどが現時点で具体的に示されていないという状況を見ますと、実質的には計画から外れた状況とも受け取れます。

そこで伺います。

村の言う段階整備とは、将来的な整備を確約したものなのか、それとも将来の財政状況や社会情勢を見ながら改めて判断するという意味なのか、まずその位置づけを明確にさせていただければと思います。

仮に、将来、改めて判断するということであれば、現時点でこどもセンターの整備が実施される保証はありません。そうであるならば、段階整備という表現よりも整備時期未定、あるいは将来検討というほうが実態に近いのではないかと考えますが、村の認識を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（前田武久君） 村長。

○村長（宗田雅之君） お答えします。

これは将来的な話となるかなと私は思います。首長、村長の任期は4年しかありません。私の任期も、あと来年です。そういう中で、何年後に学校をつくりますという確約はできません。ただ、村を思い、子供らを思い、そしてこどもセンターの状況を鑑みて、やっぱり必要だと思ったときに、初めて首長が、村長が決断してつくるものでありますので、それは私は何年後という確約は申し訳ありませんができませんので、よろしくお願いします。

○議長（前田武久君） 1番、窪木君。

○1番（窪木浩一君） ありがとうございます。よく分かりました。

前回の定例議会で、先ほどもちょっと出ましたが、危険校舎で子供を学ばせる親の気持ちと村長は申しておりました。子なし夫婦の私からすれば、言葉に詰まる思いでしたが、そんな村長の言われる危険校舎が本当であるならば、今すぐにでも子供たちの安全を考えれば仮設校舎でも必要ですし、だからこそしっかりと建設計画が必要と考えます。鮫中、鮫小は、村長がおっしゃるように危険校舎なのでしょうか。

ちなみに私が調べたところ、危険校舎とは、文部科学省の調査において、構造耐力、保存度、外力条件を基礎として、構造上危険であると認定された校舎を指しますが、文科省の認定を受けているという認識でよろしいでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（前田武久君） 村長。

○村長（宗田雅之君） 小学校、元は建てる時にはがけ地条例なんていうのはなかったんですよね。今、そういう条例ができています。建物の高さの2倍のスペースを、空き地をつくらなきゃならない、そういう流れになっています。これは窪木議員も調べてもらえば分かると思います。

今、小学校の正面から向かって左側、あのり面からどのくらいメートルがあるか、これも調べてもらえば分かります。だから、災害特別指定区域になっているということです。

中学校も、耐用年数、鉄筋は耐用年数は何年だったか、恐らく五、六十年くらいだと思います。今、中学校56年、これ義務教育学校ができる11年には、そういう状態になるということです。だから、早く進めなきゃならないという思いで、できるだけ早めに進めましょうという話で進めているところであります。

以上です。

○議長（前田武久君） 1番、窪木君。

○1番（窪木浩一君） すみません、認定を受けているか、受けていないかという質問だったので、受けていますということですかね。

○議長（前田武久君） 村長。

○村長（宗田雅之君） 認定を受けている、受けていないとか、私はいろいろな書物をあさって調べて、結果をお話ししているだけであって、そこらは今後確認させていただきます。

○議長（前田武久君） 1番、窪木君。

○1番（窪木浩一君） ありがとうございます。

一応、その定義がありまして、ということは危険校舎という表現は、ちょっと認定を受けていないということで、無用な誤解、不安をあおることになるので、使用をちょっと控えたほうがいいのかなと私は思うんですけれども。例えば調べますと、危険校舎に認定されますと、数年以内に新校舎を建設せねばいけない。危険の度合いによっては即時使用禁止になる。校舎ができたら速やかに旧校舎は解体するという決まりがあるようで、ますます確実な建設進行が望まれると思います。

以前、私は一般質問で、候補地が変わった際に、一度立ち止まって計画をしっかり見直しはどうかと提言させていただきました。それに対する回答は、ちょっと私の望む回答ではなかったんですが、こういった大規模な方針変更は、少なからず子どもセンターの新校舎を楽しみにしていた方たちはがっかりしているはずですし、またしても村民は大きな方向変更

に振り回される結果になってはいないでしょうか。もはや、計画は動き出してしまい、是とか否とかという段階ではないということでしたから、しっかりと実現に向けて村民の安心できるプロジェクト進行をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長。

○村長（宗田雅之君） 確かに、新しいものを望んで、本当にこういうところに子供たちを通わせる、そういう思いは確かにあります。それは、私も重々ご理解できます、

ただ、今のこどもセンター、改修することによって、今まで以上に、ひいては私は新しく造る施設以上に利便性のある、そういう改修工事、それはやっていきたいと思っております。がっかりさせないように、そして未来を担う子供たちのお父さん、お母さん、そしてそういう方に十分応えられるように、村としても教育委員会としても対応していきたいと思いますので、ご理解のほどをお願いいたします。

○議長（前田武久君） 1 番。

○1 番（窪木浩一君） ありがとうございます。これからのプロジェクト進行に期待しております。

最後になりますが、住民説明会が開催されるという告知のチラシを、私も見せていただきました。私も昨年6月から、今回も含め5回にわたり一般質問で懇願してきた住民説明会がいよいよ開催されるとのことで、本当にありがとうございます。

村の一大事業でもあります義務教育学校の詳細を、しっかりと村民に伝える大切な機会となります。村民のリアルな声にも触れられ、不安に思っている村民にしっかりと計画を説明できると思いますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

願わくば、初めから全て決まっていて、集まった村民が、じゃ今さら何も言えないじゃないかみたいな住民説明会には絶対にしてほしくないと思いますので、よろしくお願いします。

ということで、私の一般質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

○議長（前田武久君） ここで1時まで休憩します。

（午後 零時00分）

○議長（前田武久君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

（午後 1時00分）

◇ 青 戸 義 之 君

○議長（前田武久君） 3番、青戸義之君。

〔3番 青戸義之君 登壇〕

○3番（青戸義之君） 3番、青戸です。

農業の安定経営の維持、施策について伺いたいと思います。

今年も、またほとんどの米農家は田植が終わりました。今年の米の価格がどのように変動していくのが懸念されるところです。極端な価格の低下があれば経営が困難になり、適切な収入が得られなければ維持が難しくなります。また、肥料や資材の高騰、物価高など、諸課題が多々あります。

今後、国の施策の動向を見ていかなければなりません、村としても今後の状況を見据えて施策を講じていく必要があると思いますが、村長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 3番、青戸義之議員の農業の安定経営の維持、施策について、ご質問に対してお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、米価の先行きの不透明感、肥料や資材、燃料の高騰など、米農家の抱える不安は多岐にわたっております。本村にとって、農業、とりわけ稲作は地域経済の基幹産業であり、豊かな自然と里山景観を維持する上で不可欠な存在であります。

議員おただしのとおり、米価に対する国の施策の動向については最も注視すべき点であり、農林水産省をはじめ関係省庁からの情報収集に努め、米価の安定対策や経営支援策を速やかに把握してまいります。

これと同時に、村としても、先を見据えた具体的な施策を講じていく必要があると考えております。米価下落に対しては、現存の米価下落対策金による支援を検討し、速やかな支援策を講じられるよう適宜対応してまいります。また、村といたしましては、農家の皆様の声に耳を傾け、国や関係機関と密接に連携しながら、持続可能な農業の確立と経営の安定に全力を尽くしてまいります。

以上、3番、青戸義之議員の質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 3番、青戸君。

○3番（青戸義之君） ただいまの回答で、先を見据えた施策を進めていくという回答をいただきましたので、ありがたく思います。

一番、やはり農家で今、注目しているのが、やっぱり米の価格というのが大分頭にあるようです。今、国のほうでも、多方面から農業政策について策定しているところなんです、これについても常に注視をしながら、国の動向を見ながら、私たちも注視していきたいと思っています。

これから収穫というのは秋になると思うんですけども、この間いろんな問題ですとか課題ですとか出てくるといいますが、その都度、私たちも村のほうに協力とか支援策、あるいは相談事などを頻繁に行いながら進めていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございます。

◇ 本 郷 弘 義 君

○議長（前田武久君） 2番、本郷弘義君。

〔2番 本郷弘義君 登壇〕

○2番（本郷弘義君） 2番、本郷でございます。

通告しました1つ目の質問をさせていただきます。

中東情勢における令和8年度の財政への影響と対策について。

3月議会において、令和8年度予算が可決され、現在はその計画に沿って行政運営が進められているものと承知しております。しかし、最近の中東情勢の悪化により原油輸入が滞り、燃料油や石油製品のみならず、石油を原料とする幅広い製品にまで影響が及んでいるようがあります。建設、医療、交通、食品、環境、衛生など、生活を支える多くの分野で、その影響が顕在化してきています。報道によりますと、包装材の原料となるナフサの供給が不安定となり、物資があっても包装材不足で配送が滞る事例も生じております。実際に、建設資材の品薄や価格上昇が続き、予定数量が確保できず、施工業者が対応に苦慮している状況も見受けられます。

こうした状況を踏まえ、本村の令和8年度予算編成にどのような影響が生じているのか。

また、必要な対策やリスク管理を講じているのか伺います。よろしくお願いします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 2番、本郷弘義議員の中東情勢における令和8年度の財政への影響と

対策についてのご質問にお答えいたします。

最近の中東情勢の悪化に伴い、原油価格や建設資材等の価格上昇など、幅広い分野への影響が懸念されております。本村の令和8年度予算につきましても、建設資材費などに既に一定の影響が生じており、業者等への確認においても、一部事業では当初予算の範囲内での執行が難しくなる可能性があるという情報を得ております。

こうした状況を受け、今後、当初予算の範囲内での執行が困難となる事業が見込まれる場合には、事業内容や実施時期の精査を行うとともに、緊急性や必要性、村民生活への影響などを踏まえ、次年度以降への先送りも含め、事業の優先順位を整理してまいります。

一方で、必要な事業について物価上昇等により事業費の増額が避けられない場合には、補正予算による対応も含め、議会にご説明をしながら適切な対応をしてまいります。

村といたしましては、中東情勢をはじめとする国際情勢や国内市場の動向を注視し、村民生活や行政運営の影響を最小限に抑えるため、引き続き状況を的確に把握しながら、必要な対策を速やかに実施してまいります。

以上、2番、本郷弘義議員の1つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 2番。

○2番（本郷弘義君） ありがとうございます。いろいろなことを想定してリスク管理をしているということですね。

3月に情勢が悪化して以来、本当に建設業界に限らず、現在は本当に資材不足、納期遅延、物価高騰があらゆる分野に影響を及ぼしています。建設関係の資材で言えば、断熱材や塗料が不足しており、その影響は防水工事や屋根工事にも広がっております。さらに、アスファルト、LED照明器具、電気設備用のトランスなどの納品が大幅に遅れ、半年先になる状況となっております。加えて、塩ビ系配管材は品薄、鋼管類は大幅な値上げ、衛生器具は受注停止となっており、仕事はあるのに休業せざるを得ない、資材があっても配送が追いつかない、工事が進まず完成の見通しが立たないといった深刻な状態が続いております。

先ほどお話ありましたが、このような状況下、本村の入札においても、入札業者に係る積算作業の負担が非常に大きく、結果として受注辞退や入札不調が発生する懸念があります。そのため、入札時期を前倒しするとともに、余裕を持った工期設定の見直し、さらに代替資材への設計変更や見積単価の再検討など、柔軟な対応が必要かと考えられます。予定どおり事業が進められなければ、経費の増大を招き、よい結果につながりません。事業の遅延は、そのまま地域への影響にも跳ね返るため、早急に対策を講じ、予定事業が円滑に履行される

ことを強く望みたいと思います。

もう一言、村長さんからよろしくお願いします。

○議長（前田武久君） 村長。

○村長（宗田雅之君） 中東情勢、本当に困ったものだと思って、これ全国民が見ているものであります。

村としても、現状をしっかりと見極めながら、議員さんしっかりと相談しながら、財政状況を鑑みながら前に進めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（前田武久君） 2 番。

○2 番（本郷弘義君） ありがとうございます。

大幅な予算の変更の内容に、ぜひともご努力をお願いしたいと思っています。

続きまして、2 つ目の質問に入らせていただきます。

文化芸術に対する理解と文化支援の在り方について。

国内での「大ゴッホ展」は、神戸市、福島市、東京の3会場で開催され、我が福島県では、第1期の展覧会が2月21日から5月17日まで開催され、福島県政150周年を記念する大規模な文化事業として、多くの県民に深い感動を与えたことと思います。巨匠の名画を間近に鑑賞できた経験は、訪れた人々にとって一生の財産となったことと思います。第2期は、来年6月19日から9月26日に開催予定とされており、このような機会は決して多くはありません。

そこで、本村におきましても、村民が芸術文化に触れる機会を広げる文化支援策があつてよいのではないかと考えます。例えば、公民館事業において、中学生以上の成人対象の生涯学習として、芸術に関する講座や鑑賞機会の提供など、文化芸術に親しむ取組を検討してはいかがでしょうか。

教育長、お願いします。

○議長（前田武久君） 教育長、藤田充君に答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 藤田 充君 登壇〕

○教育長（藤田 充君） 2 番、本郷弘義議員の2 つ目、文化芸術に対する理解と支援の在り方についてのご質問にお答えいたします。

「大ゴッホ展」は、本物の芸術が持つ普遍的な力を多くの県民に届けるものであり、これに触れた経験は、子供たちや住民の皆様にとって生涯にわたる豊かな感性の土壌となるもの

と確信しております。来年6月から開催される第2期につきましては、教育委員会として、住民の皆様や多感な時期にある小・中学生が、優れた芸術文化に親しむ絶好の機会であると考えております。

そこで、来年の第2期開催に併せ、公民館事業の一環として、より多くの村民の皆様や中学生が参加できるよう、一定の費用のご負担をいただきながら団体鑑賞ツアーを企画し、予算の範囲内で前向きに検討してまいります。

優れた文化や芸術に触れ、豊かな感性や創造性を育むことは、次世代を担う子供たちの育成、そして住民の皆様の心豊かな暮らしに欠かせない生涯学習の根幹であります。村全体に文化芸術を愛する気運がさらに広がるよう、創意工夫を凝らした事業展開に努めてまいります。

以上、2番、本郷弘義議員の2つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 2番、本郷君。

○2番（本郷弘義君） 来年の第2期の「大ゴッホ展」検討されているということで、本当にありがとうございます。期待しております。

芸術には、絵画、音楽、文学などあると思うんですけども、幼少期から芸術家を目指す人は、決して多くはないと思います。芸術の感性は、特別な教育よりも、むしろ日常生活や体験の積み重ねから自然に育まれるものだと思います。星野富弘さんのように、不慮の事故などによって体の自由が奪われてから画家になった人もいます。また、木の葉切り絵アートを試したら無限に発想が広がり、そこに自分の生きる世界を見つけた芸術家もいます。

芸術に触れることは、日常とは異なる言葉では言い表せない感動や心の動きをもたらします。ふだんの生活では開かれない領域が開くような感覚があり、自己満足かもしれませんが、ちょっと満たされた、ちょっと得をしたような喜びが生まれると思います。多忙な日常の中でも、芸術を見たり聞いたりすることで、自分がまだ気づいていない感情や記憶が浮かび上がることもあると思います。そうした体験こそが、人を芸術へと強く引きつけるのだと思います。

まずは、芸術に触れる機会をつくり、親しむきっかけを提供することが大切だと思います。展覧会などが身近なところで開催されれば、先ほどおっしゃっていただきましたようなことができますので、ぜひ実現できますようお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎報告第1号～報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（前田武久君） 日程第5、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてから日程第6、報告第2号 白河地方土地開発公社の経営状況についてまでの2件を一括議題といたします。
本件について報告内容の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） それでは、報告第1号、報告第2号の2件につきまして、ご報告させていただきます。

初めに、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてご説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和7年度鮫川村繰越明許費繰越計算書を報告するものであります。

繰越事業は2ページに掲載の一覧表のとおりであります。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、社会保障・税番号制度システム整備事業464万2,000円など、11事業3億2,532万円を令和8年度に繰り越したものであります。令和8年度中に全事業が完了するよう工程管理に万全を期してまいります。

次に、提案書の3ページをご覧ください。

報告第2号 白河地方土地開発公社の経営状況についてご説明を申し上げます。

本報告は、鮫川村が出資している白河地方土地開発公社の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、説明書類を議会に提出するものであります。

令和7年事業年度の事業報告及び決算報告書並びに令和8年事業年度の事業計画につきましては、議案書5ページから11ページに記載のとおりであります。

以上で、報告第1号、報告第2号の2件についてのご報告とさせていただきます。

○議長（前田武久君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号から報告第2号までの報告を終わります。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（前田武久君） 日程第7、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（鮫川村税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） それでは、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の12ページをご覧ください。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、令和8年4月1日を施行日とする軽自動車税の環境性能割の廃止など鮫川村税条例の一部改正が必要となり、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和8年3月31日付で専決処分をさせていただきましたので、同法第3項の規定に基づき議会に報告し、その承認を求めるものであります。

以上で、承認第2号についてのご説明とさせていただきます。ご承認賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（前田武久君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

専決処分の承認でありますので、討論を省略します。

これから承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第38号～議案第39号の上程、説明

○議長（前田武久君） 日程第8、議案第38号 鮫川村行政手続条例の一部を改正する条例から日程第9、議案第39号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例までの2議案を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） それでは、議案第38号、議案第39号の2議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の22ページをご覧ください。

初めに、議案第38号 鯉川村行政手続条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による行政手続法の一部改正に伴い、同法に準じて定めている条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容は、本村が不利益処分等に係る通知を送る際、名宛て人への住所が分からない場合に行う公示送達について、掲示場での書面の掲示によるもののほか、ホームページへの掲載などインターネットを経由して公示事項を表示することができるようデジタル化を図るなど、所要の改正を行うものであります。

次に、議案書の24ページをご覧ください。

議案第39号 鯉川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

国民健康保険税につきましては、福島県から公示された令和8年度の本村に対する国保事業費給付金を基に、各種保険事業経費や県からの交付金による収支を精査し、必要な保険税額を算定しております。その必要保険税額に、世帯数、被保険者数、所得状況などを勘案して算出した国民健康保険税の税率について改正を行うものであります。

お手元の議案要旨の最後のページ、国保税関係資料を併せてご覧ください。

医療給付費分では、対前年度比所得割が0.45%引下げになりますが、均等割は2,290円、平等割は409円の増額となります。軽減措置を受けない一般世帯では、1世帯当たりの負担額は260円の減額となりますが、1人当たりの負担額は3,717円の増額となります。

後期高齢者支援金分では、所得割が0.42%引下げになります。均等割が519円、平等割が766円の減額となります。軽減措置を受けない一般世帯では、1世帯当たりの負担額は4,639円、1人当たりの負担額は1,538円の減額となります。

介護納付金分では、所得割が0.26%引下げになり、均等割が1,383円、平等割が1,023円の

減額となります。軽減措置を受けない一般世帯では、1世帯当たりの負担額は3,987円、1人当たりの負担額は2,581円の減額となります。

また、子ども・子育て支援法の改正に伴い、子ども・子育て支援金制度が創設されたことから、同制度に係る納付金を国民健康保険税に含めて課税することになります。新たに設けられた子ども・子育て分では、所得割が0.23%、均等割が1,321円、18歳以上均等割が51円、平均割が847円となります。軽減措置を受けない一般世帯では、1世帯当たりの負担額は4,410円、1人当たりの負担額は2,950円となります。

この国民健康保険税の改正につきましては、令和8年5月26日に開催されました第1回鮫川村国民健康保険事業の運営に関する協議会において諮問を行いました。その結果、改正内容について適当であるとの答申をいただいているところであります。

以上で、議案第38号、議案第39号の2議案についてのご説明とさせていただきます。原案にご賛同賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

◎議案第40号～議案第44号の上程、説明

○議長（前田武久君） 日程第10、議案第40号 令和8年度鮫川村一般会計補正予算（第1号）から日程第14、議案第44号 令和8年鮫川村集落排水事業会計補正予算（第1号）までの5提案を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） それでは、議案第40号から議案第44号までの5議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

各会計の補正予算の事業費内訳等につきましては、議案書及び歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧ください。

なお、これらを用いた議案の詳細につきましては、板垣副村長からご説明申し上げます。

○議長（前田武久君） 副村長、板垣君。

〔副村長 板垣良夫君 登壇〕

○副村長（板垣良夫君） 初めに、議案第40号 令和8年度鮫川村一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の26ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の1ページをお開き願います。

補正前の歳入歳出予算総額36億3,900万円に対し、今回155万1,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を36億4,055万1,000円とするものであります。

以下、事項別明細書でご説明いたします。

事項別明細書の2ページを開き願います。

初めに、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

14款国庫支出金、2項4目1節農業費補助金488万5,000円を増額につきましては、自家消費野菜等放射性物質検査事業に対する福島再生加速化交付金事業費補助金の交付額決定により増額補正するものであります。

15款県支出金、2項4目1節農業費補助金80万5,000円を増額につきましては、地域計画担い手確保支援事業に対する農政推進事業費補助金を新たに計上するものであります。

18款繰入金、2項7目1節森林環境譲与税基金繰入金34万1,000円を増額につきましては、森林環境整備事業費として館山公園の傾いたシラカバの支柱設置業務に充当するため繰り入れるものであります。

21款村債、1項2目1節過疎対策事業債450万円の減額につきましては、保健センター空調設備改修事業の施工内容の見直しに伴い、起債額を減額するものであります。

次に、3ページをご覧ください。

歳出の主なものについてご説明申し上げます。

3款民生費、1項4目27節繰出金44万円の増額につきましては、介護保険特別会計の事務費繰出金について増額補正を行うものであります。

同じく、5目12節委託料84万6,000円の減額につきましては、当初は日中一時支援業務として委託料に計上していましたが、19節扶助費に予算を組み替え、日中一時支援給付費として同額の84万6,000円を計上するものであります。

4款衛生費、1項1目12節委託料360万4,000円を増額につきましては、保健センター空調設備改修に伴う設計及び監理業務に要する経費を計上するものであります。

同じく、14節工事請負費812万8,000円の減額につきましては、資材の高騰や調達の長期化を考慮し、当初予定していた一括施工を分割施工へ変更したことに伴うものであります。今年度は、早急に空調設備の入替えを必要とする3系統を優先して施工するため減額補正を行うものであります。

同じく、4目18節負担金、補助及び交付金650万円の増額につきましては、飲料水確保対策事業補助金の申請件数が、当初の見込みを上回っていることから増額補正を行うものであ

ります。

4 ページをお開き願います。

6 款農林水産業費、1 項 3 目 18 節負担金、補助及び交付金 80 万 5,000 円の増額につきましては、地域計画担い手確保支援事業に基づき、福島県が農業者の設備等導入に対して助成する農政推進事業補助金を計上するものであります。

同じく、2 項 1 目 12 節委託料 34 万 1,000 円の増額につきましては、強風の影響で傾いた舘山公園のシラカバの樹勢を矯正するため、支柱設置業務を委託するための経費を計上するものであります。

8 款土木費、3 項 1 目 12 節委託料 18 万 7,000 円の増額につきましては、令和 9 年度に予定している村営住宅前田団地の解体工事を実施するに当たり、建材に含まれるアスベストの事前調査業務を委託するため経費を計上するものであります。

10 款教育費、1 項 2 目 12 節委託料 41 万 5,000 円の増額につきましては、スクールバス運行におけるアルコール検査について、当初は 13 節使用料及び賃借料に点呼システム使用料として計上していた予算の一部を減額し、アルコール検査代行業務として委託料へ組み替えるものであります。

5 ページをご覧ください。

13 款予備費、1 項 1 目 228 万 8,000 円の減額は、歳出補正の財源不足を補うために減額するものであります。

続きまして、特別会計の補正予算についてご説明を申し上げます。

初めに、議案第 41 号 令和 8 年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の 30 ページ、事項別明細書の 7 ページをお開き願います。

補正前の予算総額 4 億 8,687 万 7,000 円に対し、今回 1,042 万 2,000 円を増額し、補正後の予算総額を 4 億 9,729 万 9,000 円とするものであります。

事項別明細書の 8 ページをお開き願います。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1 款国民健康保険税、1 項 1 目 1 節医療給付費分現年課税分 933 万 3,000 円、2 節後期高齢者支援金分現年課税分 47 万 4,000 円、3 節介護納付金分現年課税分 47 万 2,000 円、4 節子ども子育て支援金分 14 万 3,000 円を合わせた補正総額 1,042 万 2,000 円の増額につきましては、県に納付する令和 8 年度国民健康保険事業費納付金を基に、世帯数、被保険者数、所得状況な

どを勘案して税率を算出した結果によるものであります。

9 ページをご覧ください。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 項 1 目 18 節負担金、補助及び交付金 22 万 5,000 円の減額、2 項 1 目 18 節 9 万円の増額、3 項 1 目 18 節 4 万 8,000 円の増額、4 項 1 目 18 節 19 万 9,000 円の増額につきましては、納付金の確定により補正を行うものであります。

6 款基金積立金、1 項 1 目 24 節積立金 800 万円の増額につきましては、事業費支払準備基金への積立金を計上するものであります。

10 ページをお開き願います。

8 款諸支出金、1 項 3 目 22 節償還金、利子及び割引料 99 万 8,000 円の増額につきましては、令和 7 年度市町村国保ヘルスアップ事業交付金 88 万 8,000 円及び令和 7 年度子ども・子育て支援事業費補助金 11 万円について、事業費の確定により国へ返還するものであります。

次に、議案第 42 号 令和 8 年度鯨川村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の 32 ページ、事項別明細書の 11 ページをお開き願います。

補正前の予算総額 5 億 5,589 万 8,000 円に対し、今回 44 万円を増額し、補正後の予算総額を総額 5 億 5,633 万 8,000 円とするものであります。

12 ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算についてご説明申し上げます。

歳入の 6 款繰入金、1 項 1 目 4 節事務費繰入金 44 万円の増額につきましては、歳出の 1 款総務費、1 項 1 目 12 節委託料に計上しております介護保険補足給付の負担限度額改定等に伴う介護保険システム改修業務 44 万円の増額補正に対応するため、一般会計から繰り入れるものであります。

次に、議案第 43 号 令和 8 年度鯨川村簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の 34 ページ、補正予算実施計画 13 ページをお開き願います。

収益的支出の補正前の既決予定額 8,916 万 2,000 円に対し、今回 563 万 2,000 円を減額し、補正後の予算総額を 8,353 万円とし、資本的支出の補正前の既決予定額 3,957 万 2,000 円に対し、今回 563 万 2,000 円を増額し、補正後の予算総額を 4,520 万 4,000 円とするものであります。

14 ページをお開き願います。

支出のみの補正予算であります。収益的支出の1款簡易水道事業費用、1項2目工事請負費563万2,000円の減額につきましては、水道施設通報装置設置工事が資産形成を伴う工事であるため、資本的支出の1款資本的支出、1項1目工事請負費に予算を組み替え、同額を増額補正するものであります。

次に、議案第44号 令和8年度鯨川村集落排水事業会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の35ページ、補正予算実施計画15ページをお開き願います。

資本的支出の補正前の既決予定額1,628万3,000円に対し、今回163万円を増額し、補正後の予算総額を1,791万3,000円とするものであります。

16ページをお開き願います。

支出のみの補正予算であります。資本的支出の1款資本的支出、2項1目修繕費163万円の増額につきましては、湯の田中継ポンプ場気泡式水位計2台の修繕費を計上するものであります。

以上で、議案第40号から議案第44号までの5議案の説明とさせていただきます。原案にご賛同賜りますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

◎議員派遣の件

○議長（前田武久君） 日程第15、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。

お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

なお、お諮りします。

ただいま議決いたしました議員派遣について、諸般の事情により変更する場合は議長に一任を願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

◎散会の宣告

○議長（前田武久君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日は午前9時から常任委員会で議案調査を行います。

12日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 1時51分）

第 2 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

令和８年第２回鮫川村議会定例会

議 事 日 程（第２号）

令和８年６月１２日（金曜日）午前１０時開議

日程第 １ 議案第３８号 鮫川村行政手続条例の一部を改正する条例

質疑・討論・採決

日程第 ２ 議案第３９号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

質疑・討論・採決

日程第 ３ 議案第４０号 令和８年度鮫川村一般会計補正予算（第１号）

質疑・討論・採決

日程第 ４ 議案第４１号 令和８年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算
（第１号）

質疑・討論・採決

日程第 ５ 議案第４２号 令和８年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第１号）

質疑・討論・採決

日程第 ６ 議案第４３号 令和８年度鮫川村簡易水道事業会計補正予算（第１号）

質疑・討論・採決

日程第 ７ 議案第４４号 令和８年度鮫川村集落排水事業会計補正予算（第１号）

質疑・討論・採決

日程第 ８ 請願について

請願第 ２号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

審査結果の報告・質疑・討論・採決

日程第 ９ 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

本日の会議に付した事件

日程第１から日程第９まで議事日程に同じ

追加日程第 １ 発議第 ４号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

趣旨説明・質疑・討論・採決

追加日程第 2 同意第 2 号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由の説明・質疑・討論・採決

追加日程第 3 同意第 3 号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由の説明・質疑・討論・採決

追加日程第 4 同意第 4 号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由の説明・質疑・討論・採決

追加日程第 5 同意第 5 号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由の説明・質疑・討論・採決

追加日程第 6 同意第 6 号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由の説明・質疑・討論・採決

追加日程第 7 同意第 7 号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由の説明・質疑・討論・採決

追加日程第 8 同意第 8 号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由の説明・質疑・討論・採決

追加日程第 9 同意第 9 号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由の説明・質疑・討論・採決

追加日程第 10 同意第 10 号 鮫川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

提案理由の説明・質疑・討論・採決

出席議員（9名）

1 番 窪 木 浩 一 君

2 番 本 郷 弘 義 君

3 番 青 戸 義 之 君
6 番 森 隆 之 君
8 番 北 條 利 雄 君
10 番 前 田 武 久 君

5 番 森 田 重 男 君
7 番 遠 藤 貴 人 君
9 番 緑 川 茂 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	宗 田 雅 之 君	副 村 長	板 垣 良 夫 君
教 育 長	藤 田 充 君	総務課長	矢 吹 かおり 君
住民福祉課長	鈴 木 庄 悟 君	産業振興課長	我 妻 正 紀 君
地域整備課長	鈴 木 隆 寛 君	教育次長	舟 木 正 博 君

職務のため出席した者の職氏名

議事局長 古 舘 甚 子

書 記 緑 川 正 和

◎開議の宣告

○議長（前田武久君） ただいまの出席議員は9人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（前田武久君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎諸般の報告

○議長（前田武久君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、古舘甚子君。

○議会事務局長（古舘甚子） 諸般の報告をいたします。

議会運営委員長から、閉会中の継続調査申出が提出されましたので、お手元に配付しております。

以上であります。

○議長（前田武久君） これで諸般の報告を終わります。

◎議案第38号～議案第39号の質疑、討論、採決

○議長（前田武久君） 日程第1、議案第38号 鮫川村行政手続条例の一部を改正する条例から日程第2、議案第39号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例までの2議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 討論なしと認めます。

これから議案第38号 鮫川村行政手続条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第39号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号～議案第44号の質疑、討論、採決

○議長（前田武久君） 日程第3、議案第40号 令和8年度鮫川村一般会計補正予算（第1号）から日程第7、議案第44号 令和8年度鮫川村集落排水事業会計補正予算（第1号）までの5議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 討論なしと認めます。

これから議案第40号 令和8年度鮫川村一般会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第41号 令和8年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第

1号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第42号 令和8年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第43号 令和8年度鮫川村簡易水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第44号 令和8年度鮫川村集落排水事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願第2号の審査結果の報告、質疑、討論、採決

○議長（前田武久君） 日程第8、請願についてを議題といたします。

総務文教常任委員会に付託いたしました請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての審査結果について報告を求めます。

総務文教常任委員長、森隆之君。

〔6番 森 隆之君 登壇〕

○6番（森 隆之君） 請願審査結果報告をいたします。

事件名。請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。

審査の経過。総務文教常任委員会に付託された請願については、6月11日午前9時から委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

決定及び理由。採択と決定いたしました。

理由。地方公共団体には、急激な少子高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められております。

また、政府はこれまで骨太方針に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきました。しかし、物価高騰や資材、労務費の上昇による行政コストの増大、さらには慢性化する人員不足を踏まえると、今後も引き続き一般財源総額の確保が求められております。

このため、2027年度の政府予算、地方財政の検討に当たっては、社会全体で求められている賃上げ基調に相応する人件費の確保をはじめ、一般財源総額のさらなる充実が図られる地方財政を実現することが重要なことと判断し、採択することと決定いたしました。

少数意見の留保。なし。

本委員会において、以上のとおり決定しましたので報告いたします。

○議長（前田武久君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 討論なしと認めます。

これから請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、請願第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（前田武久君） 日程第9、議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長、森隆之君から、鮫川村会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

ここで暫時休議いたします。

（午前10時10分）

○議長（前田武久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時11分）

◎日程の追加

○議長（前田武久君） お諮りします。

発議第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてが、6番、森隆之議員から所定の賛成者を得て提出され、議長において受理しました。

また、ただいま村長から、同意第2号から同意第10号までの9議案が提出されました。

これらを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第10として議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1から追加日程第10とし、議題とすることに決定しました。

◎発議第4号の上程、採決

○議長（前田武久君） 追加日程第1、発議第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

ただいまの議案は、さきの日程における請願の採択により提出されたものでありますから、趣旨説明並びに質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

したがって、趣旨説明並びに質疑、討論を省略します。

これから発議第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎同意第2号～同意第9号の上程、説明、採決

○議長（前田武久君） 追加日程第2、同意第2号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてから追加日程第9、同意第9号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてまでの8議案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） それでは、同意第2号から同意第9号までの鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての8件につきましてご説明申し上げます。

追加議案書の1ページから8ページをご覧ください。

鮫川村農業委員会委員の任命についてであります。農業委員につきましては令和8年7月19日をもって任期満了となります。

新たな任期の委員として、同意第2号、芳賀義美氏、同意第3号、蛭田茂氏、同意第4号、関根政一氏、同意第5号、阿久津修司氏、同意第6号、國島敦志氏、同意第7号、岡部明氏、

同意第8号、小瀧慎一氏、同意第9号、鈴木眞理子氏の8名を任命いたしたく、農業委員会に関する法律第88条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

住所、生年月日は記載のとおりであります。

なお、任期につきましては、令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間となります。

いずれも農業に関する識見に優れた方々でありますので、原案にご賛同賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（前田武久君） 本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います
が、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略いたします。

これから同意第2号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第3号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第4号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第5号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第6号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第7号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第8号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第9号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎同意第10号の上程、説明、採決

○議長（前田武久君） 追加日程第10、同意第10号 鮫川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） それでは、同意第10号 鮫川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

追加議案書の9ページをご覧ください。

固定資産評価審査委員会委員は、市町村長が議会の同意を得て選任することになっており、現在3名の委員により運営されておりますが、3期9年間お務めをいただきました中川西安男氏が、令和8年7月19日の任期満了をもって退任することとなりました。長い間の奉職に感謝を申し上げる次第であります。

後任の委員として、大字赤坂東野にお住まいの鈴木幹男氏を新たに選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

住所、生年月日は記載のとおりであります。

なお、任期につきましては、令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間となります。

以上で同意第10号の提案理由の説明とさせていただきます。原案にご賛同を賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（前田武久君） 本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略いたします。

これから同意第10号 鮫川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（前田武久君） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

以上で令和8年第2回鮫川村議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時22分）

上記会議次第は事務局長古舘甚子の記載したものであるが、
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

令和8年6月12日

議 長 前 田 武 久

署 名 議 員 森 隆 之

署 名 議 員 遠 藤 貴 人